

# 接骨院・整骨院の かかり方

健康保険が

**使える場合** と **使えない場合**

があります

## 健康保険が使える

- ◆日常生活やスポーツによる外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉ばなれなど）
- ◆骨折・脱臼（応急処置の場合を除き、継続治療をする場合は、医師の同意が必要です。）



## 健康保険が使えない

- ◆日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ◆スポーツなどによる筋肉疲労の改善
- ◆病気（神経痛・ヘルニアなど）
- ◆脳疾患後遺症の慢性病
- ◆労災保険が適用となる  
仕事中や通勤途中でのケガ



※医師や柔道整復師の診断又は判断によります

## 接骨院・整骨院にかかる場合の注意事項！

- ▽ 健康保険の対象にならない場合もありますので、何が原因で負傷したのかを正確に伝えましょう
- ▽ 療養費支給申請書は、必ず自分で署名または押印しましょう
- ▽ 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう
- ▽ 施術が長期にわたる場合は、一度医師の診察を受けましょう

## 広島県保険者協議会

広島県・全国健康保険協会広島支部・健康保険組合・国民健康保険（市町・組合）・共済組合・  
広島県後期高齢者医療広域連合・健康保険組合連合会広島連合会・広島県国民健康保険団体連合会